

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療広域連合

所在/〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

E-mail info@kouiki-chiba.jp

URL
https://www.kouiki-chiba.jp/

ちば広域連合だより

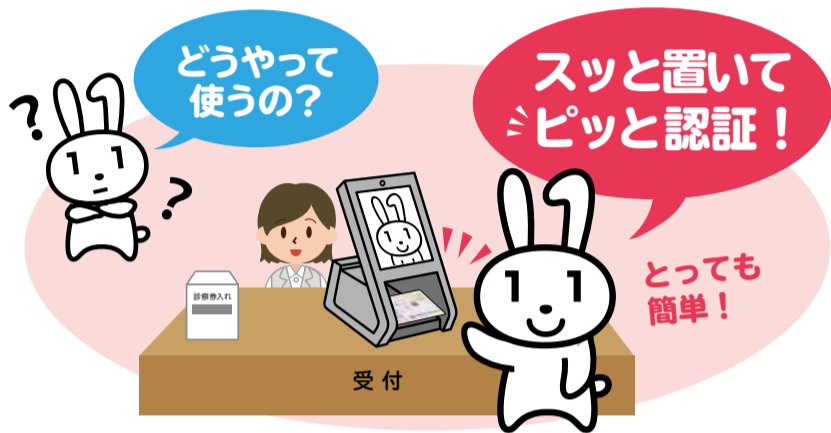
第31号

千葉県人口**6,280,561**人(令和3年10月1日現在) 被保険者数**863,349**人(令和3年10月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認！



カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

- ★現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。後期高齢者医療被保険者証は引き続き交付します。
- ★マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に申込が必要です。
- ★マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

どないいいことがあるの？

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

還付金詐欺にご注意ください！



千葉県内で、市(区)町村・金融機関などの職員を名乗った還付金詐欺が多発しています。

「お金が戻るのでATMへ行ってください」は詐欺です。

少しでもおかしいと感じたら、電話de詐欺(振り込め詐欺)相談専用ダイヤルにご相談ください。専用ダイヤルでは、県民の皆様からの電話de詐欺に関する相談を受け付けるほか、被害にあわないための注意点・対処方法等をご紹介します。通話料金はかかりません。

犯行の手口(一例)

市(区)町村・金融機関の職員をかたり「医療費の還付金が発生しており、書類を送ったが手続きが済んでいない。申請期限が過ぎているが、今日であればATMで還付の手続きができる」等と言ってATMへ誘い出す。その後、ATMを操作させて、知らないうちに振り込ませて現金をだまし取る。

還付金詐欺にあわないために

- 口座番号、暗証番号などの個人情報教えない。
- 相手の身分(所属など)や氏名を確認する。
- 一人で判断せず、家族や最寄りの警察署などに相談する。
- 留守番電話やナンバーディスプレイ、警告・通話録音機能を利用する。(犯人は通話の録音を嫌います。)

この電話、詐欺かな？
と思ったら

電話de詐欺(振り込め詐欺)相談専用ダイヤル(千葉県警察)
0120-494-506(平日午前8時30分～午後5時15分)

令和3年分の確定申告をされるかたへ

医療費通知は、医療費控除の添付書類としてもご利用いただけます

医療費通知は、医療機関等がかかった医療費の額をお知らせするために、年に3回発送しています。

	発送月	対象診療月
1回目	令和3年10月(発送済)	令和3年1月から令和3年5月まで
2回目	令和4年2月上旬頃	令和3年6月から令和3年10月まで
3回目	令和4年6月上旬頃	令和3年11月から令和3年12月まで

●確定申告にご利用になる際の注意

3回目(11月・12月診療分)の医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。

11月・12月診療分の医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。



お問い合わせ先

給付管理課(☎043-216-5013)

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

●特別徴収のかた 年金から保険料を天引きされているかた

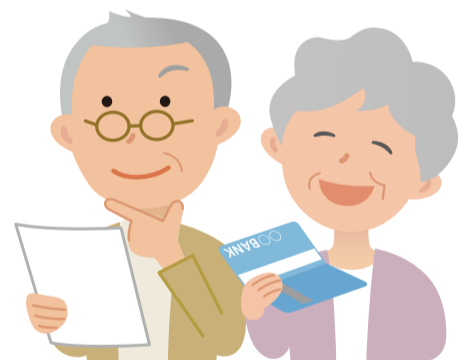
年金の源泉徴収票をご確認ください。

(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)

●普通徴収のかた 口座振替や納付書によりお支払いされているかた

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族のかたなど)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。



お問い合わせ先

納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

確定申告、住民税申告に関する問い合わせ

●所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

●住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

千葉県の後期高齢者医療の令和2年度の 一人当たりの医療費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013



令和2年度の医療費の総額は、6,720億2,081万円となっており、そのうち医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費)として6,161億3,524万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療給付費は、72万9,342円となり、前年度75万9,734円と比較し約4%減少しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を利用するなどして、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	令和2年度	前年度(令和元年度)	増減
医療費の総額	6,720億2,081万円	6,857億4,696万円	△137億2,615万円(△2.00%)
医療給付費の総額	6,161億3,524万円	6,268億4,017万円	△107億493万円(△1.71%)
一人当たりの医療給付費	72万9,342円	75万9,734円	△30,392円(△4.00%)

※令和2年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。
また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は返還を求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い

当広域連合の資格がない期間(例:千葉県から転出した後や生活保護に加入した後など)に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の支払い

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が1割から3割に遡って変更となった場合、差額の2割分を返還していただきます。



申請により保険料や医療費の自己負担額の減免が受けられる場合があります

- 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が亡くなった、または重篤な傷病を負った
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる
- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した

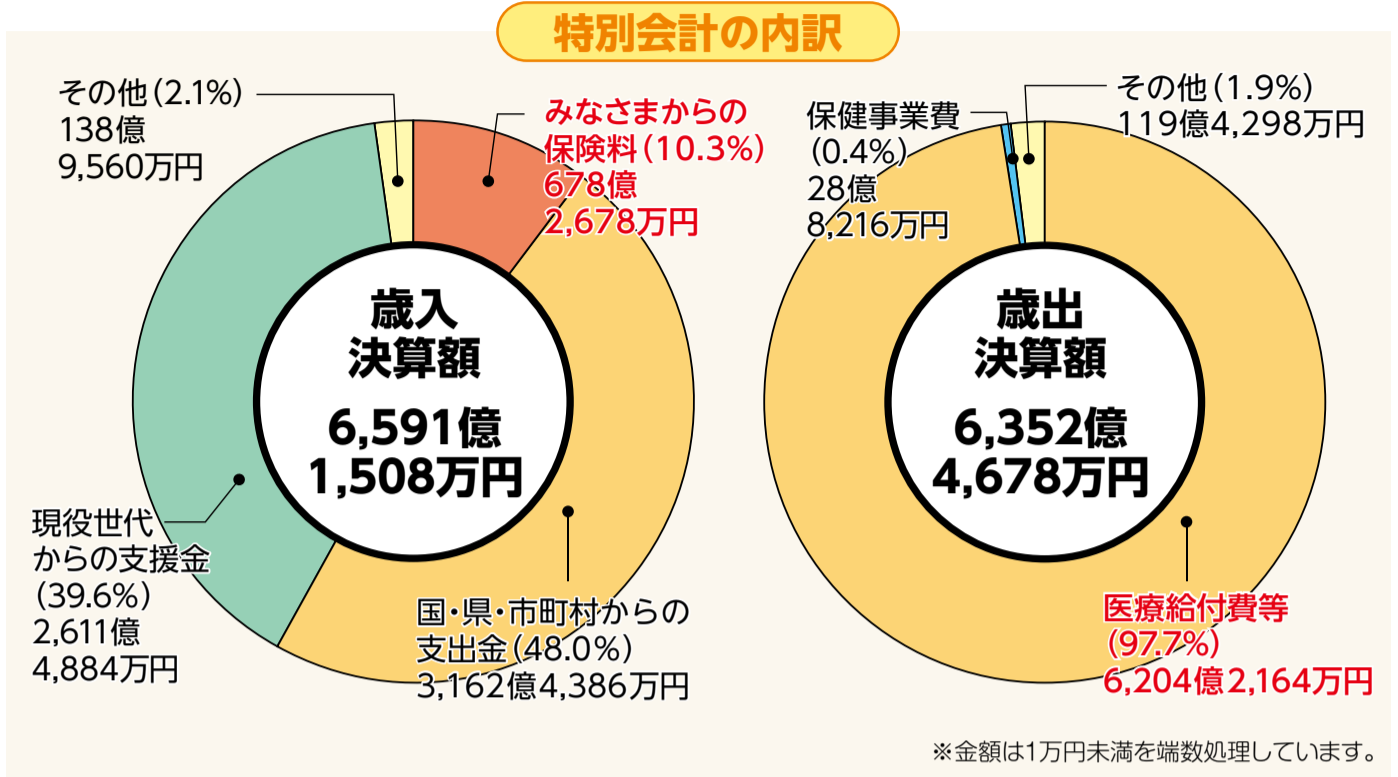
詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

令和2年度の決算状況をお知らせします

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」の令和2年度決算は、歳入決算額(収入)6,591億1,508万円、歳出決算額(支出)6,352億4,678万円となりました。

歳入歳出差引残額の238億6,830万円は、令和3年度へ繰り越しました。



令和3年第2回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

11月4日に、千葉市内で令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した、「専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」など6件が審議されました。

一般質問には2人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質問が行われました。

第2回定例会の議案と議決結果

(会議録は、後日ホームページに掲載予定です)

■ 議案第1号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
■ 議案第2号	監査委員の選任について	同意
■ 議案第3号	令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
■ 議案第4号	令和2年度特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
■ 議案第5号	令和3年度一般会計補正予算(第1号)	可決
■ 議案第6号	令和3年度特別会計補正予算(第1号)	可決

(議案名中の「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿 (議員定数54人) (令和3年11月4日第2回定例会 現在) 敬称略

◎は議長	◎は副議長	市町村名	議員名
◎	◎	旭市	林 晴道
◎	◎	我孫子市	澤田 敦士
◎	◎	いすみ市	半場 新一
◎	◎	市川市	久保川 隆志
◎	◎	一宮町	吉野 繁徳
◎	◎	市原市	橋本 秀和
◎	◎	印西市	中澤 俊介
◎	◎	浦安市	末益 隆志
◎	◎	大網白里市	秋葉 好美
◎	◎	御宿町	麻生 勇
◎	◎	柏市	後藤 浩一郎
◎	◎	勝浦市	岩瀬 義信
◎	◎	香取市	奥村 雅昭
◎	◎	鎌ヶ谷市	森谷 宏
◎	◎	鴨川市	鈴木 美一
◎	◎	木更津市	平野 卓義
◎	◎	君津市	野上 慎治
◎	◎	九十九里町	鈴木 辰也
◎	◎	神崎町	高橋 正剛
◎	◎	栄町	橋本 浩
◎	◎	佐倉市	中村 孝治
◎	◎	山武市	加藤 忠勝
◎	◎	酒々井町	齊藤 博
◎	◎	芝山町	小嶋 秀樹
◎	◎	白子町	東海林 東治
◎	◎	白井市	竹内 陽子
◎	◎	匝瑳市	平山 政利
◎	◎	袖ヶ浦市	在原 直樹
◎	◎	多古町	菅澤 環
◎	◎	館山市	鈴木 正一
◎	◎	千葉市	森山 和博
◎	◎	銚子市	地下 誠幸
◎	◎	長生村	木嶋 晴一
◎	◎	長南町	和田 和夫
◎	◎	東金市	石崎 公一
◎	◎	東庄町	鈴木 正昭
◎	◎	富里市	布川 好夫
◎	◎	流山市	月岡 清孝
◎	◎	習志野市	飯生 喜正
◎	◎	成田市	大倉 富重雄
◎	◎	野田市	平井 正一
◎	◎	富津市	渡辺 務
◎	◎	船橋市	鈴木 和美
◎	◎	松戸市	木村 和美
◎	◎	南房総市	阿部 美津江
◎	◎	睦沢町	伊原 邦雄
◎	◎	茂原市	中山 和夫
◎	◎	八街市	小菅 耕二
◎	◎	八千代市	木下 映美
◎	◎	横芝光町	川島 富士子
◎	◎	四街道市	戸田 由紀子

千葉県後期高齢者医療広域連合は、県内54市町村の議会議員から選ばれた議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃や、予算などの審議・議決を行う機関です。次回の広域連合議会定例会は、令和4年2月14日(月)に開催する予定です。

お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

本紙、広域連合の運営について 総務課 ☎043-216-5011	議会について 議会事務局 ☎043-216-5011	保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768	保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013
--	----------------------------------	--	---

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085